

令和5年度 横浜市中心職業訓練校 訓練業務委託

受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和5年度横浜市中心職業訓練校訓練業務の受託候補者をプロポーザル方式により特定するための手続き等について、「横浜市経済局プロポーザル方式による委託業者選定取扱要領」に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は、横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「局業者選定委員会」という。）において実施し、審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザルの手続き及び公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ その他必要と認めるもの
- (2) 特定に関する審査
 - ア プロポーザル評価委員会によるプロポーザルの評価結果
 - イ 受託候補者の特定

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務の実施方針及び手法
- (2) 業務の具体的な内容
- (3) 業務の実施体制
- (4) 実施環境(パソコン基礎科に係る提案書を除く。)
- (5) 業務実績
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施方針及び手法に関する視点
 - (2) 業務内容に関する視点
 - (3) 実施体制に関する視点
 - (4) 実施環境に関する視点(パソコン基礎科に係るプロポーザルを除く。)
 - (5) 企業としての取組に関する視点
 - (6) 市内の中小企業であること
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 評価点の合計が同点の場合は次の順序でプロポーザルの上位者を決定する。
 - (1) 加重項目の合計得点が上位の者
 - (2) 抽選
 - 5 評価結果の総点数が、満点の10分の6に達しない者は特定しない。
 - 6 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計
- (4) 提案者へのヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

| | |
|------|------------------------|
| 委員長 | 経済局総務課長 |
| 副委員長 | 経済局企業誘致・立地課長 |
| 委員 | 経済局市民経済労働部長 |
| | 経済局中小企業振興課長 |
| | 経済局雇用労働課長 |
| | 経済局雇用労働課担当課長（中央職業訓練校長） |

3 委員長に事故等があり欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、全委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果を局業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格が認められなかった理由又は受託候補者として特定されなかった理由の説明)

第6条 「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」第11条第3項及び第17条第3項により

理由についての説明を求めようとする者は、当該書面を、横浜市が各通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時まで、参加意向申出書提出先又は提案書提出先あてに提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、横浜市が当該書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。